

内閣参質二〇三第三二号

令和二年十二月十五日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出公文書についての考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出公文書についての考え方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公文書の適切な管理」については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第一条において、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするとされている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、法第四条において、行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成することとされている。また、行政機関の職員が作成し、又は取得した文書については、法第五条及び第六条により、その整理及び保存を適切に行うこととされている。